

## 住宅用家屋証明必要書類一覧

本人が建築主である新築の家屋（注文住宅）	添付書類
個人の居住の用に供される床面積が50㎡以上のものである	登記事項証明等
新築又は取得後1年以内に登記を行っている。	登記事項証明等
個人が専ら自分の居住用として使用している。	住民票（未入居の場合は申立書）
長期優良住宅または低炭素住宅に該当している場合。	認定通知書

新築で売買を伴う家屋（建売住宅で新築日から1年以上経過している場合）	確認書類
個人の居住の用に供される床面積が50㎡以上のものである	登記事項証明等
取得後1年以内に登記を行っている。	登記事項証明等及び登記原因証明情報等
個人が専ら自分の居住用として使用している。	住民票（未入居の場合は申立書）
新築後未使用である。	未使用証明書（原本）
建売住宅を購入している。	登記原因証明情報、売買契約書、売渡証明
長期優良住宅または低炭素住宅に該当している場合。	認定通知書

中古住宅の場合	確認書類
個人の居住の用に供される床面積が50㎡以上のものである	登記事項証明等
取得後1年以内に登記を行う予定である。	登記原因証明情報等
個人が専ら自分の居住用として使用している。	住民票（未入居の場合は申立書）
取得原因が「売買」又は「競落」である。	登記原因証明情報等
昭和57年1月1日より前に建築された建築物の場合は地震に対する安全性に係る基準に適合することが書類により確認できる。	耐震基準適合証明書等